

四日市市建築設計業務委託特記仕様書

I. 委託業務概要

1. 件名 旧三重ソフトウェアセンター社屋解体工事設計業務委託

2. 設計対象施設

(1)場所 四日市市桜町 地内

(用途地域及び地区の指定:市街化調整区域)

(2)既存施設概要及び設計業務内容

記号	施設名称	構造規模等	設計業務内容		備考
			基本設計	実施設計	
	旧三重ソフトウェアセンター社屋	S造3階建 約2,609㎡ 外部施設一式 上記解体に伴う 建築電気設備一式 建築機械設備一式		○[解体]	別紙2による

・耐震安全性の分類

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。

- | | |
|------------|-----------|
| 1) 構造体 | I・II・III類 |
| 2) 建築非構造部材 | A・B類 |
| 3) 建築設備 | 甲・乙類 |

3. 設計業務内容及び範囲

(1)設計業務概要

平成31年国土交通省告示第98号に基づく(告示別添二)建築物の類型

第 4号 1類

(2)設計図書の作成

別表1 成果品一覧による。

II. 一般事項

- 設計業務にあたっては、監督職員と密接な打合せを行い、その指示に従うこと。
なお、打合せは、原則として管理技術者の立会いのもと行うこと。
- 関係各機関(県、市、町、村、消防、NTT、電力、ガス、その他)との設計上必要な打合せ説明、申込、提出書類等の作成は受託者が行い、その結果を文書で監督職員に報告するものとする。
- 打合せ用の設計図書は、必要に応じて受託者が随時作成するものとする。
(打合せの図面等のサイズは監督職員の指示による。)
- 管理技術者の資格は、1級建築士又は2級建築士とする。
- 本仕様書に記載されていない事項は、「四日市市建築設計業務委託共通仕様書」による。

III. 設計図書作成要領

- 仕様書は、市指定の特記仕様書及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築(改修)工事標準仕様書を使用すること。
- 設計図の作成は、前記仕様書、建築基準法及び消防法等の関係法令に整合した内容とすること。
- 設計図には、原則として材料の商品名、製造会社名を記入しないこと。
- 特記仕様書に記載されていない材料等を採用する場合は、事前に監督職員の承諾を得ること。
- 設計基準については、別紙1に定める基準に準じること。
- 設計図の編集及び表題は、監督職員の指示による。
- 設計に当たっては、指示した工事概算予算を検討の上進めること。
- 設計原図の大きさは、A1又はA2とする。(原則として、新築等A1、改修等A2とする)
- 設計図書の作成における特記事項は別紙2による。

IV. 官公署その他への手続き

・建築基準法第18条第2項の規定による計画通知、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づく通知書等その他工事に必要な諸管署への手続きは、受託者において行うものとする。なお、計画通知の申請にかかる、初回の申請手数料については、委託者の負担とする。ただし、申請内容の不備等により再申請が必要となった場合の手数料は、受託者の負担とする。なお、申請までを委託工期内に行うものとし、申請に伴う指摘事項の修正、確認済証の交付については受託者の責任において行うこと。
中高層条例における標識看板の作成、設置及び設置報告書等の届出は、受託者負担にて行うこととする。

V. その他

1. 設計図書は設計業務の完了後も受託者において改変することなく管理するものとする。
2. 受託者は設計業務終了後も、設計図書の疑義等必要が生じた場合は随時委託者との協議に応じるものとする。
3. 一部下請け(再委託)については事前に監督職員へ届け出、承諾を得た上で決定すること。

VI. 設計者への提示資料

- (1) 既設図面
- (2)

(注1) 各種図面においてCADデータと表記のないものは、原図あるいは現場製本とする。

(注2) 添付された既設図面については、改修等により現況と一致しないことがあるため、現地調査を行うこと。

VII. 履行遅延による遅延金及び契約解除について

- (1) 本業務の成果品は別表1の提出期限までに提出すること。

なお、委託者の責めに帰すべき理由がある場合を除き、「別表1」及び「別表2」の各期限までに成果品の提出がない場合は、委託契約書第43条、第44条及び45条に基づき契約の解除に関する協議を行うこととする。

- (2) 最終成果品は、工事発注を行ううえで必要な情報を網羅し、図面、数量算出書、数量調書等の整合が図れたものを履行期間内に提出すること。

なお、委託者の責めに帰すべき理由がある場合を除き、履行期間内に業務が完了することができない場合には、委託業務契約書第52条に基づく損害賠償請求等に関する協議を行うこととする。

別表1 成果品一覧 (○印を適用する)

	成果品	提出部数	提出期限	形態
基本設計	建築計画概要書 基本設計図 設備設計概要書	各部	令和 年 月 日	
実施設計	○ 建築設計図 ○ 電気設備設計図 ○ 機械設備設計図 ○ 外構図	各1部	既設図 令和 3年 5月 28日 (詳細の提出日は別表2による) 実施設計図 令和 3年 7月 12日 (詳細の提出日は別表2による) 最終成果品 令和 3年 8月 31日	A3白焼き及びPDF トレーシングペーパー原図1部
	構造計算書 山留構造計算書 設備設計計算書	各部	別表2による	
	○ 積算数量算出書 ○ 積算数量調書	各1部	別表2による	積算数量調書の作成は、営繕積算システムRIBC2(一般財団法人建築コスト管理システム研究所)によること。
	○ 概算工事費	1部	令和 3年 6月 25日	概算工事費算出時はRIBC2以外の使用も可とする。
	建設計画概要書	各部	令和 年 月 日	
	透視図 模型	各部	令和 年 月 日	
	計画通知関係図書の申請・届出	適宜	令和 年 月 日	申請・届出等に係る修正等の期間を含む。
	共通	○ アスベスト調査箇所報告書	各1部	令和 3年 4月 16日

(注1)設計図及び積算内訳書等でOA化されたものは、元データ形式以外にPDF形式も合わせてCD-ROM等に保存し提出すること。

(注2)設計図は、CAD入力を原則とする。なお、原則として市使用のCADデータ形式に変換可能なCADソフトを使用すること。(他の形式から変換した場合は、元データと比較して文字、線種、寸法及び縮尺等に誤りがないことを確認すること。なお、誤りがあった場合は監督職員の指示により受託者は修正を行うこと。)

(注3)提出期限は監督職員の確認及びそれに伴う内容訂正など設計内容の精査が終了した状態で提出する期限とする。なお、監督職員の内容確認に必要な期間は、原則5営業日とする。(ただし、その期間は事前に監督職員と協議し決定することができる。)

(注4)設計を行ううえで必要な納まり、仕上等の打合せは、受託者が必要に応じて、監督職員に適宜申し出を行うこと。なお、打合せが行われずに設計図が提出された場合は、受託者は監督職員の指示により、修正、図面の追加を行うこと。

(注5)見積書においては、原本(印入り、日付あり)を提出すること。また、見積条件は図面及び各社整合しているか十分確認すること。なお、見積書は原則3社以上取り、比較検討すること。

(注6)提出された成果物については、施工図の作成等のため当該施設に係る工事の受注者等に貸与し、使用することがあります。

(注7)アスベスト調査箇所報告書は、監督職員と協議の上、アスベスト含有の可能性のある箇所について、平面図及び写真等にて報告すること。

成 果 物		備考（提出期限）		
		既設図	実施設計図	
実 施 設 計	電 気	特記仕様書(市の仕様による)		
		敷地案内図		
		配置図		
		○ 電灯設備図	令和 3年 5月 28日	令和 3年 7月 12日
		○ 動力設備図	令和 3年 5月 28日	令和 3年 7月 12日
		○ 受変電設備図	令和 3年 5月 28日	令和 3年 7月 12日
		○ 自家発電設備図	令和 3年 5月 28日	令和 3年 7月 12日
		○ 避雷設備図	令和 3年 5月 28日	令和 3年 7月 12日
		○ 構内交換設備図	令和 3年 5月 28日	令和 3年 7月 12日
		○ 構内情報通信網設備図	令和 3年 5月 28日	令和 3年 7月 12日
		○ 電気時計拡声設備図	令和 3年 5月 28日	令和 3年 7月 12日
		○ インターホン設備図	令和 3年 5月 28日	令和 3年 7月 12日
		○ テレビ共同受信設備図	令和 3年 5月 28日	令和 3年 7月 12日
		○ 火災報知設備図	令和 3年 5月 28日	令和 3年 7月 12日
		中央監視制御設備図		
		○ 防犯設備図	令和 3年 5月 28日	令和 3年 7月 12日
		○ 構内配線経路図	令和 3年 5月 28日	令和 3年 7月 12日
		○ 構内通信経路図	令和 3年 5月 28日	令和 3年 7月 12日
		計画通知書		
		防災計画書		
	省エネルギー関係計算書			
	各種技術資料			
	各種計算書			
	積 算	○ 電気設備工事積算数量算出書	—	令和 3年 8月 31日
○ 電気設備工事積算数量調書		—	令和 3年 8月 31日	

○を作成し提出すること。

尚、作成にあたっては、既存建築物等の現地調査を十分行うこと。

○本業務について、受託者は、業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が以下に掲げる技術基準等に適合するよう業務を実施すること。

< 共通 >

- ・官庁施設の基本的性能基準
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- ・官庁施設の環境保全性基準
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ・ユニバーサルデザインのまちづくり施設 整備マニュアル(三重県)
- ・四日市市景観計画(H20)
- ・建築物解体工事共通仕様書・同解説
- ・公共建築工事積算基準
- ・公共建築工事標準単価積算基準
- ・公共建築工事共通費積算基準
- ・公共建築設計業務委託共通仕様書
- ・官庁施設の設計業務等積算基準・同要領

< 建築 >

- ・建築工事設計図書作成基準
- ・公共建築工事標準仕様書
- ・公共建築改修工事標準仕様書
- ・公共建築木造工事標準仕様書
- ・敷地調査共通仕様書
- ・建築設計基準
- ・建築設計基準の資料
- ・建築構造設計基準
- ・建築構造設計基準の資料
- ・木造計画・設計基準
- ・木造計画・設計基準の資料
- ・構内舗装・排水設計基準
- ・構内舗装・排水設計基準の資料
- ・建築工事標準詳細図

< 建築積算 >

- ・公共建築数量積算基準
- ・建築工事内訳書(市指定の様式)

< 建築設備 >

- ・建築設備工事設計図書作成基準
- ・公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
- ・公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)
- ・公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)
- ・公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)
- ・建築設備計画基準
- ・建築設備設計基準
- ・雨水利用・排水再利用設備計画基準
- ・建築設備耐震設計・施工指針
- ・建築設備設計計算書作成の手引き

< 建築設備積算 >

- ・公共建築設備数量積算基準
- ・建築設備工事内訳書(市指定の様式)

※上記基準等の改訂年度については、最新のものを採用すること。

旧三重ソフトウェアセンター社屋解体工事設計業務委託

1. 業務概要

本設計業務委託は、旧三重ソフトウェアセンター社屋解体工事に関する実施設計業務を行うものである。

2. 設計概要

旧三重ソフトウェアセンター社屋：S造3階建（約2,609 m²）解体

外部施設一式（地盤面下にある基礎杭・配管、外構等）解体

上記解体に伴う建築電気設備一式、建築機械設備一式

3. 特記事項

- ・敷地内にある全ての建築物及び工作物（地盤面下にある基礎杭・配管、外構等を含む）の撤去を行う。
- ・敷地境界沿いの植栽撤去は行わない。なお、その他の外構工作物、埋設物等については、監督職員と協議し、設計にあたること。
- ・解体後の土地の高低差は監督職員と協議の上決定することとする。
- ・別途貸与する既設設計図面等を参考に、十分現地調査を行い、既設図面を作成すること。
- ・仮設計画については、実行可能な計画を施設管理者等と調整の上、作成すること。（工事進入口、車両進入経路、工事ヤード、足場、作業員の安全対策、施設利用者の安全対策、仮設電源水道など）
- ・足場の設置が困難な場所や特別な対応が必要な場合は、専門業者への聞き取りを行い、議事録を提出の上、監督職員と協議し、設計にあたること。
- ・現地調査による写真を提出すること（全景、内外部改修対象箇所、屋上及び外壁出隅入隅形状、建具状況、外壁調査状況、その他設計上必要な状況）。また、提出期限は既設図の提出日とする。
- ・解体箇所で、アスベストの含有が見込まれる箇所について、早急に図面及び写真にて報告すること。なお、分析調査が必要な場合は別途委託者側で行う。
- ・委託者側が行ったアスベスト含有調査の結果において、アスベストの含有が確認されたものは、解体及び処分方法の検討を行うとともに、その旨を特記仕様書及び仕上げ表等に明示すること。
- ・解体工事、仮囲い等により、関係法令の手続きが必要な場合は、特記仕様書 施工条件に明示すること。
- ・監督職員の求めに応じ、課内調整用資料の作成を行うこと。
- ・敷地内の占用物（電柱・標識・消火施設・道路付属施設等）の調査を行い、解体工事及び解体後の土地利用に支障となることがないように、撤去・移設の計画を行うこと。
- ・敷地内から周辺道路等への給排水、電気引き込み等は、現地調査、関係機関への聞き取り調査等を実施し、詳細を特定して設計及び積算に反映させること。

4. 図面の作成について

- ・ 既設図については、「別紙3-1」の既設図作成要領により作成すること。
- ・ 実施設計図については、「別紙3-2」の実実施設計図作成要領により作成すること。なお、既存図面を複写してCADへ貼り付ける場合は、現地調査を実施した結果、既存図面と現地が同じであることを監督職員に資料等にて報告し、監督職員の承認を受けること。
- ・ 複写図面の貼り付けを行う場合は、線、文字が鮮明なものとし、縮尺を整合させること。
- ・ 配置図、平面図、断面図、立面図、外構図については、CADにて作成することとし、既存図面を複写しての、貼り付けは行わないこと。

5. 概算工事費の作成について

- ・ 概算工事費は「既設図」をもとに、令和3年6月25日までに提出すること。また、「実施設計図」の提出後は、速やかに概算工事費の精査を行い、変更がある場合は再提出を行うこととする。

6. 積算について

① 積算数量算出調書

- ・ 調書の書式や作成要領について、事前に監督職員と協議し指示に従うこと。
- ・ アスベスト含有建材の数量は、その他の廃材とは別項目にて計上すること。
- ・ 数量積算の漏れ、重複の防止と監督職員の確認作業を迅速にするため、設計図に番号や色わけをした積算案内図を作成すること。
- ・ 廃材処分、運搬費その他撤去費において新築時と同様に各部材ごとに積算し、廃材m³等精査して算出すること。また、積算基準に則った数量を受託者にて算出し、算定根拠を含めて提出すること。

② 積算数量調書

- ・ 調書の作成は、RIBC2により行うこと。なお、基本的な構成については、別途監督職員と協議の上、決定すること。
- ・ RIBC2は受託者の負担により、期限付きライセンスを取得すること。なお、ライセンス期間は最小限となるよう業務を実施し、延期等が発生した場合の料金は、原則、受託者の負担とする。
- ・ RIBC2による調書の作成要領等については、事前に監督職員と協議し指示に従うこと。

③ 見積りについて

- ・ 見積りは原則3社以上とする
- ・ 見積りの宛名は「四日市市長」とすること
- ・ 見積り依頼する場合は、見積り項目設計書を作成して依頼するなど、提出された見積り内容が同様の仕様であり、比較ができるようにすること
- ・ 見積り比較表および見積り業者リストを作成すること。
- ・ 見積り調整率については監督職員と協議の上、決定すること。なお、特殊な工事等に関しては市場状況を調査の上、適切な調整率を提案すること。
- ・ 専門工事業者に見積りする場合は、原則、その工事を直接受注した実績があること。総合建設業主体の業者による見積りは不可とする。
- ・ 法定福利費は別途1式で計上するのではなく、各項目に含むよう指示すること。
- ・ 材工共の見積りを取ることを。

- ・ 運搬費、荷揚費、諸経費がある場合は、分けて見積りを取ることを。

〔既設図作成要領〕

下記条件に基づき作成すること。原則として、敷地内のすべての建築物及び工作物を対象とする。

1. 現況配置図

- ・既設建物等の構造種別、規模、延べ面積及び設備配管ルート(埋設管を含む)を記入すること。
- ・道路、敷地内通路、植え込み、地盤高さが変わる部分についての部分断面と、位置を記入すること（敷地境界線について不明確な場合は、監督職員に確認すること）。

2. 現況平面図

- ・既設建物等の平面図（縮尺 1/150 程度）並びに電気・機械設備図を作成すること。

3. 現況断面図

- ・既設建物等の断面図（縮尺 1/150 程度）を作成すること。

4. 現況立面図

- ・既設建物等の立面図（4 立面）を作成すること。

5. 内外装仕上表

- ・既設建物等について、仕上表を作成すること。

6. アスベスト含有建築材料の使用現況図

- ・平面図、断面図に、アスベスト使用部位がわかるよう範囲を記入すること。

7. その他図面

- ・その他監督職員が指示するものを作成すること。

〔実施設計図作成要領〕 作成上の注意事項

下記条件に基づき作成すること。

1. 建物等解体計画

- ・配置図・平面図・立面図・断面図・仕上表については、既設図をもとに解体撤去工事に必要な全ての情報を明示すること。
- ・展開図、矩計図、天井伏図、構造伏図、構造軸組図、各部断面図等を作成し、解体撤去工事に必要な全ての情報を明示すること。
- ・構造設計図は、撤去に係る基礎、地中梁、杭種、杭径、杭長の箇所数、位置等を明示すること。
- ・都市計画図（縮尺 1/2 5 0 0 程度）により敷地案内図を作成し、必要に応じ工事車両の進入経路及び廃材搬出経路を明示すること。
- ・撤去に係る建物、給排水、電気、ガス等すべての位置を明示すること。
- ・撤去に係る既設棟、敷地内集水・汚水枡、側溝、舗装状況、給排水、電気、ガス、既存占有物、道路施設、消火施設等を明示すること。
- ・建具表は建具平面図（平面図兼用も可とする。）も、作成すること。

2. 外構撤去計画

- ・外構図を作成すること。（配置図兼用も可とする。）
- ・門柱、防犯灯、縁石、側溝、アスファルト舗装、土間コンクリート、ネットフェンス、ブロック塀等の平面図、立面図、断面図を作成すること。
- ・撤去樹木リスト（箇所、種別（低・中・高木等）、幹径、高さを明示）を作成し、配置図等に明示すること。

3. アスベスト撤去計画

- ・平面図、立面図等に、アスベスト使用部位がわかるよう明示すること。
- ・部屋名、部位別に使用面積を算出し、集計表を作成すること。

4. 仮設計画

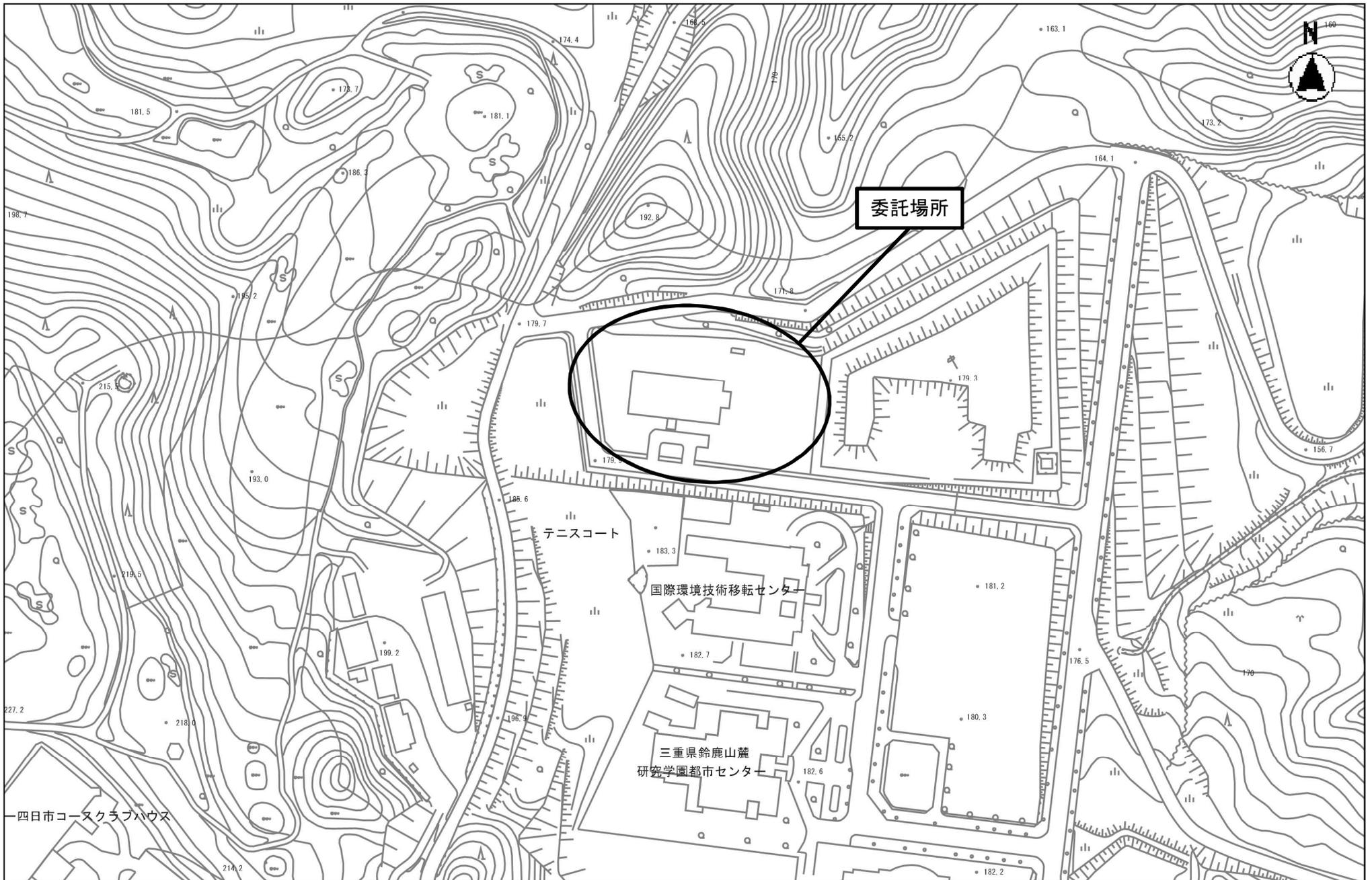
- ・仮設計画図を作成すること。（配置図兼用も可とする。）
- ・仮囲いの範囲、防犯灯の位置、工事用ゲート、くぐり戸の位置、仮設防音パネルの範囲、落下防護棚等の範囲、運搬経路計画等を明示すること。

5. 撤去完了計画

- ・工事完了後の仕上がり、地盤高さ、存置物等を明示すること。（給水・ガス設備の閉栓箇所、排水設備の閉塞箇所、電気の切断箇所、各施設・既存占有物の移設場所等）

6. その他図面

- ・その他監督職員が指示するものを作成すること。



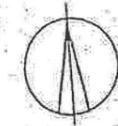


地址：四日市市杉町字ノ谷 3646-1 地120筆

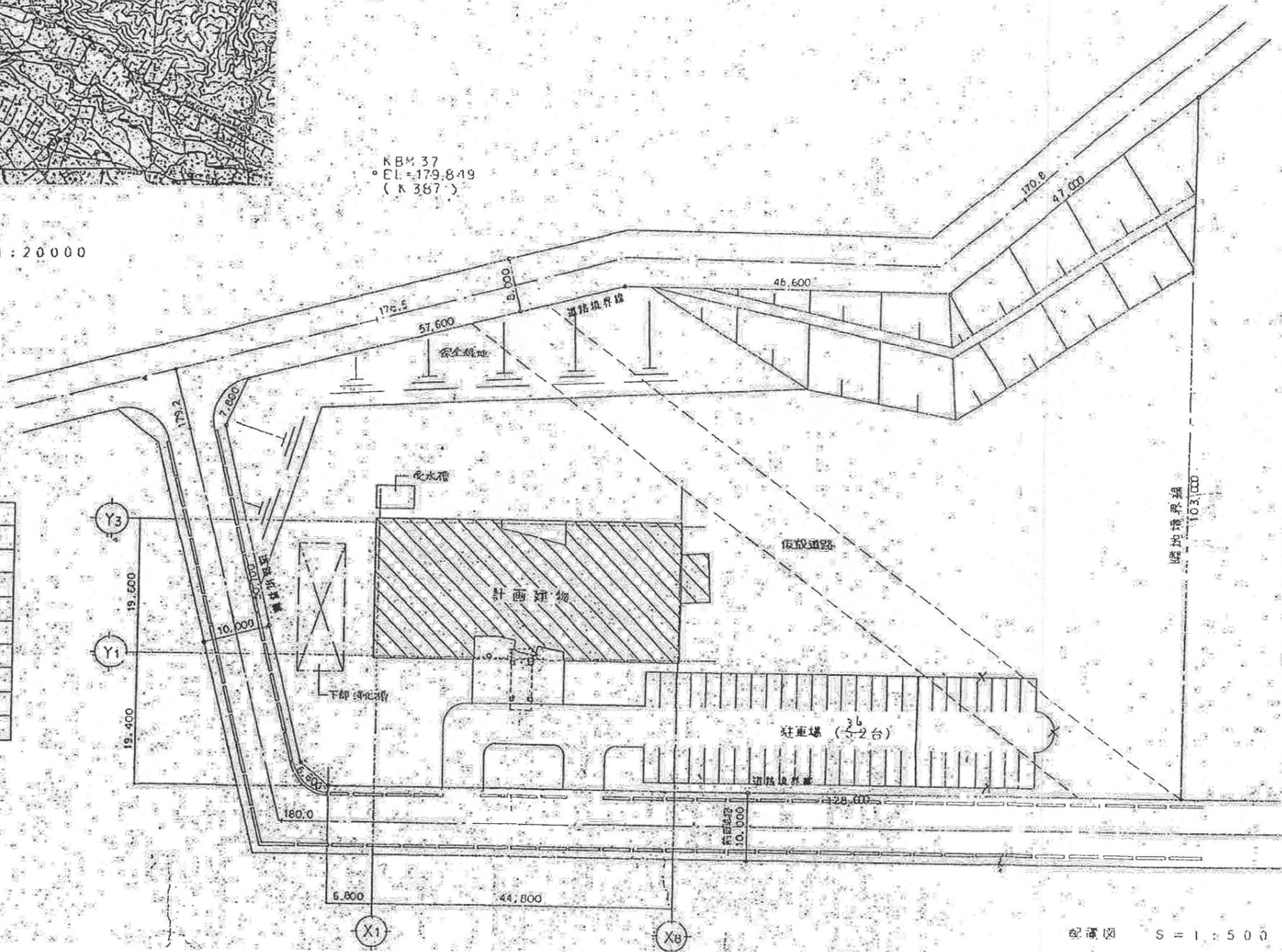


KBM 37
 EL. 179.849
 (K 387)

附近見取図 S=1:20000



面積表		(M ²)
敷地面積	1,000.00	0.0
1階床面積	874.38	
2階床面積	791.56	
3階床面積	930.24	
PH階床面積	123.4	
延床面積	2,608.52	
建築面積	968.07	
用途地域	市街化調整区域	
防火地域	無指定	



配線図 S=1:500

